

○ 西いぶり広域連合公平委員会の運営等に関する規則

〔平成12年3月28日
公平委規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 公平委員会の議事、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申立てに関する事項については、次に掲げる室蘭市公平委員会の関係規則の例による。

- (1) 室蘭市公平委員会議事規則（昭和38年室蘭市公平委員会規則第1号）
- (2) 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和56年室蘭市公平委員会規則第2号）
- (3) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和38年室蘭市公平委員会規則第3号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。